

四万十町条例第10号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

」を「

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

」に改める。

第1条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに」に、「基づき、」を「より、共生型地域密着型サービスの事業並びに」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- （1） 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。
- （2） 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。
- （3） 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

- (4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。
- (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第6条第2項ただし書中「（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）」を「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）」に、「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合」を「施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないとき」に改める。

第32条第3項中「、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービス」を「、随時対応サービス」に改める。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」を「場合には、正当な理由がある場合を除き」に、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第47条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「この場合において」を「特に」に、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に、「利用者に対して」を「要介護者に対して」に改める。

第3章の2第5節の節名を削る。

第59条の20の次に次の1節及び節名を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該

指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条

の34に規定する重要事項に関する規程」と、」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項及び第191条第8項」に改める。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第117条第7項を次のように改める。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（3） 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第117条に次の1項を加える。

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

第125条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法

士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

(３) 介護医療院 介護支援専門員

第138条第６項を次のように改める。

６ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(１) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(２) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(３) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第138条に次の１項を加える。

７ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第151条第３項ただし書中「この条」を「この項」に、「」及び」を「」に」に、「（高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第10号）第48条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第４項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第８項第２号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

(４) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条第６項を次のように改める。

６ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(１) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(２) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開

催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第157条に次の1項を加える。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条第8項を次のように改める。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第182条に次の1項を加える。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業

所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（本体事業所）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所）」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

（5） 介護医療院

第191条第8項から第10項までを次のように改める。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第191条に次の4項を加える。

- 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7条各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。
- 12 前項の介護支援専門員は、町長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
- 14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第192条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第192条に次の1項を加える。

- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第193条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第194条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介

護事業所にあつては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、同号の表以外の部分中「利用定員」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」に改める。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」を「介護支援専門員（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。））」に改める。

第202条中「第93条」を「第92条の2」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第59条の13中」を「第59条の13第3項中」に、「と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第92条の2第1項中「前条第1項第5号」とあるのは「第197条第5号」と、第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。